

## ○大月町老朽住宅等除去事業補助金交付要綱

(平成 26 年訓令第 2 号)

改正 平成 30 年訓令第 24 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、倒壊や火災により周囲の住民に被害を及ぼすおそれのある老朽住宅や将来において利用する見込みのない空き家等の除去を行う者に対し、除去工事に要する経費の一部を補助することにより、地域の住環境の改善及び地域の活性化を促進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 老朽住宅 別表第 1 に掲げる「住宅の不良度の測定基準」による評点が 100 以上になるものをいう。
  - (2) 老朽住宅除去 老朽住宅の除去を行う者に対し、老朽住宅除去工事等(以下「除去工事等」という。)に要する経費について町が補助する事業をいう。
  - (3) 空き家住宅 大月町老朽住宅等除却事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、今後も居住の用に供される見込みのない住宅をいう。
  - (4) 空き建築物 大月町老朽住宅等除却事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、今後も従来の用途に供される見込みのない建築物をいう。
  - (5) 老朽住宅等 老朽住宅、空き家住宅又は空き建築物をいう。
- 2 この要綱において「老朽住宅除去」とは、老朽住宅の除去を行う者に対し、老朽住宅除去工事等(以下「除去工事等」という。)に要する経費について町が補助する事業をいう。

(補助対象)

第 3 条 補助対象は、大月町内に存する老朽住宅等で、次に掲げる要件をみたすものとする。

- (1) 大月町内にある住宅であること
  - (2) 空き家であり、1 年以上使用されていないことが確認できるもの
  - (3) 木造住宅等で、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築に着手されているもの
  - (4) 賃借権等がないもの
  - (5) 倒壊や火災により周囲の住家や一般国道、県道、町道、避難路に被害を及ぼすおそれのあるもの
  - (6) 建設業の許可等を受けた者に依頼して行うものであること
  - (7) 直ちに倒壊等のおそれがあり、緊急に除去しなければならないと町長が認めた場合はこの限りでない
- 2 前項の規定にかかわらず、次に該当する場合には補助の対象としない。
- (1) 不動産販売、不動産貸付又は駐車場等を業とするものが当該業のために行う除却である場合

(2) 他の制度等により補助金の交付や補償等を受けている場合

(対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 大月町内の老朽住宅等の所有者であることただし、当該所有者と親子関係にある者等町長が特に必要と認めた者についてはこの限りでない

(2) 町税等を滞納していない者であること。

(3) 県税を滞納していない者であること。

(補助対象事業)

第5条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は別表第3に定める要件を満たすものとする。

(補助対象経費及び補助金額)

第6条 町は正当な権限をもって、老朽住宅等の除去を行う者に対し、予算の範囲内において補助することができる。ただし、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認める場合を除く。

2 前項の規定により、補助する額は1,645千円を限度額とし、除去工事費に10分の8を乗じて得た額とする。

3 除去工事費が1平方メートル当たり21千円に延べ床面積を乗じて得た額を超える場合は、当該額を除去工事費とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金を受けようとする者は、大月町老朽住宅等除去事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 前項の規定により交付申請の際、補助対象者が補助金の交付の請求及び受領を老朽住宅除去工事を行う建設業者に委任する場合(以下「代理受領」という。)は代理受領予定報告書兼宣誓書(様式第2号)を提出しなければならない。

3 当該年度の申請は、当該年度2月末までに完成見込のあるものでなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認めるときは、補助金の交付決定をし、大月町老朽住宅等除去事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知する。交付が認められない場合については、大月町老朽住宅等除去事業補助金不交付通知書(様式第4号)により申請者に通知する。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(申請内容の変更)

第9条 補助金の決定を受けた者(以下「施工者」という。)が、決定後に内容を変更しようとするときは、大月町老朽住宅等除去事業補助金交付変更申請書(様式第5号)を提出しなければならない。

2 町長は前項の申請があったときは、変更内容について審査し、適当と認めるときは、大月町老朽住宅等除去事業補助金交付変更決定通知書(様式第6号)により、施工者に通知する。

(除去工事等の完了報告)

第10条 施工者は、除去工事等が完了したときは、速やかに大月町老朽住宅等除去事業完了実績報告書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第11条 町長は、前条の報告があったときは、内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、大月町老朽住宅等除去事業補助金確定通知書(様式第8号)により、施工者に通知する。

(補助金の請求及び支払い)

第12条 施工者は、前条の通知を受けたときは大月町老朽住宅等除去事業補助金交付請求書(様式第9号)により、請求するものとする。

2 施工者が第6条第2項の代理受領を利用する場合は、補助金交付請求書(様式第9号)に代理請求及び代理受領委任状に(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 老朽住宅等除去工事から補助金額を除いた金額の領収書(写し)

3 町長は、前項の請求に基づき補助金を支払う。

(交付決定の取消し)

第13条 町長は、施工者が、次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消しすることができる。

(1) この要綱に違反したとき

(2) 補助金の交付に関して、付された条件に違反したとき

(3) 工事等の施工方法が不相当と認められるとき

(4) 提出した書類に虚偽の記載をしたとき

(5) 施工者から除去工事等の取止めの申し出があったとき

(補助金の返還)

第14条 町長は、補助金の交付を受けた者が、前条の第1号から第4号に該当すると判明した場合には、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(報告及び検査)

第15条 町長は、補助金の交付の目的を達成するために、必要があると認めるときは、施工者に対し除去工事等の実施について報告を求め、若しくは必要な指示を行い、又は、補助金交付後において補助金の運用状況について検査することができる。

(跡地の整備)

第16条 町長は、老朽住宅除去後の跡地について、その所有者に対して健全な住環境の形成に資する利用がなされるよう指導するものとする。

(跡地の利用)

第17条 空き家住宅又は空き建築物を補助金の交付を受けて除却した土地の所有者等は、跡地を地域活性化に資する用途として10年間利用しなければならない。  
(委任)

第18条 この要綱の施行について、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年訓令第24号)

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

住宅の不良度の測定基準(木造住宅)

評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高評点
1	構造一般の程度	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45
		イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
		②外壁	外壁の構造が粗悪なもの(注)	
2	③基礎、土台、柱又ははり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100
		イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
		ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
	④外壁(注)	ア 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの(注)	15	
		イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの(注)	25	
	⑤屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
		イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下ったもの	25	
		ウ 屋根が著しく変形したもの	50	

3	防火上又は避難上の構造の程度	⑥外壁	ア 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	30
			イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20	
		⑦屋根	屋根が可燃性材料でふかされているもの	10	
4	排水設備	⑧雨水	雨樋がないもの	10	10

合計	点
----	---

備考 一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

(注) 界壁の構造や仕上げ材の状況は、住宅の内部に立ち入らないと判定できないため、対象としない。

別表第1号 (第2条関係)

住宅の不良度の測定基準(コンクリートブロック造等)

評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高評点	
1	構造一般の程度	①基礎	耐力壁の基礎がコンクリートブロック造でないもの	10	55
			耐力壁の基礎が一体の鉄筋コンクリート造又はコンクリートブロック造でないもの	15	
			基礎が建物の地盤の状況に対応して適当な構造でないもの	30	
		②外壁(注)	外壁の構造が粗悪なもの(注)	25	
2	構造の腐食又は破損の程度	③基礎、柱、はり又は耐力壁	構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	15	100
			変形又は不動沈下があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	20	
			変形又は不動沈下が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	40	
			変形又は不動沈下が著しく崩壊の危険があるもの	80	
		④外壁(注)	外壁の仕上材料に浮きがあり剥離の恐れがあるもの(注)	15	
			外壁の仕上げ材料が剥離し危害を生ずる恐れのあるもの	25	
		⑤屋根	構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、又は防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨もりのあるもの	10	
			たわみ若しくは変形があるもの、さび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	15	

			もの			
			たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄筋が露出しさびがあるもの	25		
3	防火上又は避難上の構造の程度	⑥外壁、開口部等	外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が不備であるため防火上支障があるもの	15		30
			外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が著しく不備であるため防火上危険があるもの	30		

合計	点
----	---

備考 一の評定項目につき当該評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、当該評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

(注) 界壁の構造や仕上げ材の状況は、住宅の内部に立ち入らないと判定できないため、対象としない。

別表第1 (第2条関係)

住宅の不良度の測定基準(鉄筋コンクリート造等)

評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高評点	
1	構造一般の程度	①基礎	基礎が建物の地盤の状況に対応して適当な構造でないもの	30	55
		②外壁(注)	外壁の構造が粗悪なもの(注)	25	
2	構造の腐食又は破損の程度	③基礎、柱、はり又は耐力壁	構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	15	100
			変形又は不動沈下があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	20	
			変形又は不動沈下が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	40	
			変形又は不動沈下が著しく崩壊の危険があるもの	80	
		④外壁(注)	外壁の仕上材料に浮きがあり剥離の恐れがあるもの(注)	15	
			外壁の仕上げ材料が剥離し危害を生ずる恐れのあるもの	25	
		⑤屋根	構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、又は防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨もりのあるもの	10	
			たわみ若しくは変形があるもの、さび	15	

			汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの			
			たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄筋が露出しさびがあるもの	25		
3	防火上又は避難上の構造の程度	⑥外壁、開口部等	外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が不備であるため防火上支障があるもの	15		30
			外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が著しく不備であるため防火上危険があるもの	30		

合計	点
----	---

備考 一の評定項目につき当該評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、当該評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

(注) 界壁の構造や仕上げ材の状況は、住宅の内部に立ち入らないと判定できないため、対象としない。

別表第2(第3条関係)

<p>暴力団(大月町暴力団排除条例(平成22年大月町条例第23号。以下「条例」とい(1)う。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。)であるとき。</p> <p>(2) 条例第12条の規定に違反した事実があるとき。</p> <p>その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員であるとき。</p> <p>(4) 暴力団員がその事業活動を支配しているとき。</p> <p>(5) 暴力団員をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。</p> <p>(6) 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。</p> <p>いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品(7) その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。</p> <p>(8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。</p> <p>(9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員を利用したとき。</p> <p>(1) その役員が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p> <p>(1) 交付対象となる者に、町税・水道料等の滞納があるとき。</p>
--

別表第3(第4条、第5条関係)

種別	老朽住宅	空き家住宅又は空き建築物
補助対象要件	<p>①所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、権利者の同意を得た場合は、この限りではない。</p> <p>②別表第1に規定する基準で100以上の評点があるものであること。</p>	<p>①所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、権利者の同意を得た場合は、この限りではない。</p> <p>②建築基準法(昭和25年法第201号)第2条第1号に規定する建築物であること。</p> <p>③除却後の跡地が10年以上地域活性化のための利用に供されるものであること。</p>
補助対象経費	除却工事に要する費用	除却工事に要する費用
補助金額	補助対象経費又は当該老朽住宅の延べ床面積に1方メートル当たり21千円を乗じて得た額の、いずれか少ない方の金額の10分の8に相当する額(当該額に1千円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額)とし、1,645千円を上限とする。	補助対象経費又は当該空き家住宅又は空き建築物の延べ床面積に1平方メートル当たり21千円を乗じて得た額の、いずれか少ない方の金額の10分の8に相当する額(当該額に1千円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額)とし、1,645千円を上限とする。

様式第1号(第7条関係)

大月町老朽住宅等除去事業補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第7条関係)

代理受領予定報告書兼宣誓書

[別紙参照]

様式第3号(第8条関係)

大月町老朽住宅等除去事業補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第4号(第8条関係)

大月町老朽住宅等除去事業補助金不交付通知書

[別紙参照]

様式第5号(第9条関係)



大月町老朽住宅等除去事業補助金交付変更申請書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 9 条関係)

大月町老朽住宅等除去事業補助金交付変更決定通知書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 10 条関係)

大月町老朽住宅等除去事業完了実績報告書

[別紙参照]

様式第 8 号(第 11 条関係)

大月町老朽住宅等除去事業補助金確定通知書

[別紙参照]

様式第 9 号(第 12 条関係)

大月町老朽住宅等除去事業補助金交付請求書

[別紙参照]

様式第 10 号(第 12 条関係)

代理請求及び代理受領委任状

[別紙参照]